告示

○総務省告示第二百五十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定により、登録証明機関として登録した一般財団法人日本品質保証機構から登録証明機関の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年六月五日

総務大臣　新藤　義孝

一　変更後の住所
　東京都千代田区神田須田町一丁目二五番地
二　変更年月日
　平成二十五年四月十五日

○中央選挙管理会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十五年六月五日

中央選挙管理会委員長　神﨑　浩昭

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
民主党	岡山県笠岡市笠岡三一九〇番地三	山村　明嗣

○政治資金適正化委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十五年六月五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四四二六	二五、五、一七	中垣　泉
四四二七	二五、五、一七	川端　忠範
四四二八	二五、五、一七	脇田　侑典
四四二九	二五、五、一七	石田　政雄

○農林水産省告示第千八百三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年六月五日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄を次のように改める。

食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
植物防疫事業交付金

○外務省告示第百九十四号

平成二十五年五月二十二日にフリータウンで、配電網緊急改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

平成二十五年六月五日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　配電網緊急改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億九千七百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年三月三十一日まで
4　署名者
　日本側　二階尚人在シエラレオネ大使
　シエラレオネ側　エブン・アデボラ・ジュス外務・国際協力大臣代行

国産農畜産物・食農連携強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　産地活性化総合対策事業推進費補助金（全国推進事業及び地域特産作物需要拡大技術確立推進事業に係るものを除く。）
二　果樹・茶支援対策事業推進費補助金（茶改植等支援事業費に限る。）
三　持続的酪農経営支援事業推進費補助金
四　多様な畜産・酪農事業推進費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）
五　畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業推進費補助金
飼料自給率向上対策費補助金
協同農業普及事業交付金
牛肉等関税財源国産畜産物・食農連携強化対策費補助金（家畜改良推進事業費補助金（改良増殖推進、遺伝的能力評価推進、全国協議会の開催等及び新しい評価手法の確立対策に係るものを除く。）に限る。）
牛肉等関税財源飼料対策費補助金（国産粗飼料増産対策事業費補助金、エコフィード利用畜産物認証制度構築事業に係るものを除く。）及び草地生産性向上対策事業費補助金のうち草地生産性向上対策事業に係るものに限る。）
農業・食品産業強化対策整備交付金
被害農家営農資金利子補給等補助金
農業経営対策地方公共団体事業費補助金（特定地域経営支援対策事業費補助金を除く。）
農業経営対策事業費補助金（女性経営者発展支援事業費のうち都道府県段階事業に係るものに限る。）
農業経営対策地方公共団体整備費補助金（新規就農・経営継承総合支援事業費補助金に限る。）
農業経営金融支援対策費補助金（農業経営改善利子補給金等交付事業費、農業信用保証保険基盤安定事業費及び農業経営復旧・復興対策特別保証事業費に限る。）
農業委員会費補助金
都道府県農業会議会議員手当等負担金
農業委員会交付金
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
農業生産基盤保全管理等推進地方公共団体事業費補助金
諸土地改良事業費補助
土地改良施設管理費補助
後進地域特例法適用団体補助率差額
環境保全型農業生産対策事業費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　六次産業化推進支援事業に係るもの（地域支援事業費（食品流通円滑化対策検討費を除く。）及び広域六次産業化ネットワーク活動推進事業費に限る。）
二　農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業に係るもの（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業費に限る。）
三　小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に係るもの（集落排水資源利活用実証事業に係るものを除く。）
四　バイオ燃料生産拠点確立事業に係るもの
五　地域バイオマス産業化支援事業に係るもの（地域段階に係るものに限る。）
六　食品産業環境対策推進事業に係るもの（新たな食品リサイクル推進事業費及び食品廃棄物等削減推進事業費に限る。）
農山漁村六次産業化対策整備費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　六次産業化整備支援事業に係るもの
二　地域バイオマス産業化整備事業に係るもの